

第 1 目的

本計画は、「公的研究費取扱規則」及び「研究活動における不正行為の防止及び措置に関する規則」に基づき、公的研究費の適正な管理及び執行を確保し、不正使用及び研究不正を未然に防止することを目的とする。

第 2 適用範囲

本計画は、当法人において取り扱う科研費その他すべての公的研究費並びにこれらを使用する会員、職員、研究者及び関係者に適用する。

第 3 基本方針

当法人は、公的研究費の適正な運営・管理を確保するため、最高管理責任者、統括管理責任者及び研究代表者等による三層責任体制を基本とするガバナンスを構築し、それぞれの責任及び権限を明確にするとともに、教育、モニタリング、内部監査及び継続的改善を通じて不正防止を推進する。

当法人は、次に掲げる基本方針に基づき、公的研究費を適正に管理する。

- (1) 関係法令及び法人規程を遵守すること。
- (2) 不正の未然防止を重視し、透明性及び説明責任を確保すること。
- (3) 不正が疑われる事案が発生した場合は、速やかに調査及び是正措置を講ずること。

第 4 不正防止の重点事項

当法人は、次に掲げる事項を重点的に実施する。

- (1) 三層責任体制に基づく公的研究費ガバナンスの運用
- (2) 公的研究費取扱規則及び公的研究費取扱要領の適切な運用
- (3) コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施
- (4) 「コンプライアンス管理台帳（リスク管理表を含む）」の策定及びこれに基づく継続的なリスク管理の実施
- (5) 発注、検収及び支払における相互牽制
- (6) 物品管理台帳等による資産管理及び年 1 回以上の現物確認

- (7) 証憑書類及び研究資料等の適切な保存
- (8) 内部監査及びモニタリングの実施
- (9) 通報・相談窓口の周知

第5 想定されるリスク及び防止措置

- 1 統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理等に関わる不正発生要因の評価及び分析を行うため、「コンプライアンス管理台帳（リスク管理表を含む）」を整備し、これを適切に維持・管理しなければならない。
- 2 当法人において想定される主なリスク及びそれに対する不正防止措置は、コンプライアンス管理台帳に基づき、次の通り定める。

想定されるリスク	防止措置
物品購入（架空取引・私的流用・検収偽装）	発注・検収・支払の相互牽制、現物確認、物品管理台帳
旅費の不適正請求	旅行命令、出張報告、証憑確認
謝金・人件費の不適正支出	業務実績確認、成果物・証憑確認
証憑書類の紛失・保存不備	証憑書類の適正保存、内部点検
研究データの捏造・改ざん・盗用	研究倫理教育、研究データの保存・管理
コンプライアンス教育未受講	コンプライアンス・研究倫理教育の実施、受講管理
利害衝突・自己監査	職務分離、利益相反管理、第三者による調査

- 3 前項の表及びコンプライアンス管理台帳に掲げるリスク及び防止措置は、固定的なものとし、法人の事業環境の変化、内部監査及びモニタリングの結果、並びに社会情勢等に応じて、定期的に見直し及び改定を行うものとする。

第6 実施体制

本計画は、最高管理責任者、統括管理責任者、研究代表者等から構成される三層責任体制の下で実施する。

- 1 最高管理責任者は、本計画全体を統括する。
- 2 統括管理責任者は、本計画の実施状況を確認し、必要な改善措置を講ずる。
- 3 研究代表者等は、関係法令及び法人規程を遵守し、公的研究費を適正に執行しなければならない。
- 4 事務局は、公的研究費の執行状況を管理し、不適切な事案又はその疑義を認めた場合は、速やかに最高管理責任者又は統括管理責任者へ報告する。
- 5 公的研究費取扱要領第13第4項に基づき、不正の疑いがある事案の調査体制

においては、利害関係の衝突および自己監査を排除するため、事務局長が発注に関与している場合は監事又は指定理事が調査を担い、監事が研究に参画している場合は事務局長が調査を担う等、事案の性質に応じて調査担当者を相互に独立させる厳格な職務分離（相互牽制）体制を敷くものとする。

第7 教育・啓発

統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を計画的に実施するとともに、構成員に対し、公的研究費の適正な管理に関する啓発活動を行う。

第8 点検及び見直し

本計画の実施状況については、内部監査及びモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。